

新しい医療制度が始まります

4月から老人保健制度にかわって後期高齢者医療制度が始まります。
この新しい医療制度は、75歳以上（一定の障害があるかたは65歳以上）のかたが全員対象となり、医療保険（国保、健康保険、共済組合など）から抜けて、後期高齢者医療制度に加入することになります。

☎ 総合窓口課 ☎ 84・0315



後期高齢者医療制度とは

後期高齢者医療制度は本人が加入者（被保険者）となるので、保険証（被保険者証）は一人に1枚交付されます。保険料は一人一人が納めることになり、原則として、年金から自動的に徴収される仕組みになっています（特別徴収）。概要は下の表のとおりです。

保険料は？

後期高齢者医療制度では、加入者一人一人が保険料を納



めます。

保険料は、加入者全員が等しく負担する「均等割額」と加入者の前年の所得に応じて負担する「所得割額」を合計した額となり、世帯の所得の水準に応じて均等割額が減額されます。

※次ページの「保険料の軽減制度」をご覧ください。
年金を年額18万円以上受け取っているかたは原則として4月からの年金より徴収されます（特別徴収）。それ以外のかたは、口座振替などにより町に納めることになります。

後期高齢者医療制度では、加入者一人一人が保険料を納めることになり、原則として、年金から自動的に徴収される仕組みになっています（特別徴収）。概要は下の表のとおりです。

主な変更点

	平成20年3月まで 老人保健制度	平成20年4月から 後期高齢者医療制度
対象者 (被保険者)	開成町に住所を有する ・75歳以上のかた ・65歳以上75歳未満で 一定程度の障害があるかた	神奈川県に住所を有する ・75歳以上のかた ・65歳以上75歳未満で 一定程度の障害があるかた
いつから	・誕生日の翌月から (1日生まれのかたはその月から)	・75歳の誕生日から (すでに75歳以上のかたは20年4月1日から)
医療費の 負担割合	・1割負担 ・現役並みの所得があるかたは、3割負担	変更ありません
受けられる 保険給付	・療養の給付 ・入院時の食事代 ・高額療養費 など	変更ありません
保険証 (被保険者証)	 保険証 医療保険(国保・健康 保険・共済組合など)	 後期高齢者医療 被保険者証 ※一人に1枚交付 されます。
保険料	加入している保険ごとに決まり、 その運営者(保険者)に納めます。	加入者ごとに決まり、 一人一人が納めます。
運営主体	開成町	神奈川県後期高齢者医療広域連合

障害認定を受けているかたへ

現在、65歳から75歳未満のかたで、老人保健制度で医療を受けているかたは、4月以降もそのまま後期高齢者医療制度の加入者になります。しかし、障害認定の取り下げ申請をすることで、後期高齢者医療制度の加入を喪失することができず。ただし、4月以降に手続きをした場合は、保険料が発生します。
※「障害認定の取下げ」は、障害者手帳などの資格を喪失するものではありません。

①後期高齢者医療制度にそのまま加入した場合

- ・保険料を負担します。
 - ・医療機関での窓口負担は1割になります。(現役並み所得者のかたは3割です。)
- ②後期高齢者医療制度の障害認定を取り下げた場合
- ・国保または被用者保険(健康保険組合や共済組合など)に加入する必要があります。
 - ・医療機関での窓口負担は75歳未満のかたは3割、70歳〜75歳未満のかたは1割になります。(現役並み所得者のかたは3割です。)

具体的な保険料について

保険料は、前年中の総所得金額などをもとに計算します。一人当たりの賦課限度額は50万円です。

《一人当たりの保険料額の計算方法》…平成20年度・21年度

$$\text{保険料(年額)} = \text{均等割額 } 39,860\text{円} + \text{所得割額 (前年中の総所得金額 - 基礎控除額33万円) × 所得割率7.45\%}$$

均等割額…一人当たり39,860円となります。
所得割額…「前年中の総所得金額」から「基礎控除額33万円」を引いた額に「所得割率7.45%」を乗じた金額となります。

★「均等割額」と「所得割額」を合計した額(10円未満切り捨て)が1年間の保険料です。

《軽減対象判定基準》

均等割額 軽減割合	同一世帯内の加入者および世帯主の合計所得金額	軽減後の 均等割額
7割軽減	33万円以下の世帯	11,958円
5割軽減	33万円+(24.5万円×世帯主を除く加入者数)以下の世帯	19,930円
2割軽減	33万円+(35万円×加入者数)以下の世帯	31,888円

※軽減判定時の年金所得計算方法
収入が公的年金の場合は、高齢者特別控除(15万円)を控除します。
年金所得=年金収入-公的年金等控除-特別控除(15万円)

保険料の軽減制度

①所得が少ないかた
↓「均等割額」の軽減
世帯の所得水準に応じて「均等割額」が軽減されます。軽減割合は、同一世帯内の加入者および世帯主(加入者ではないかたも含む)の合計所得金額により判定します。

②制度加入前日まで被用者保険の被扶養者であったかた
↓「均等割額」と「所得割額」の軽減
後期高齢者医療制度に加入時から2年間は、保険料の「均等割額」が5割軽減され、「所得割額」はかかりません。ただし、低所得者の軽減制度で7割軽減に該当する場合は、7割軽減が優先されます。

※平成20年4月から平成21年3月までの1年間は、特例により軽減内容が異なります。

適用期間	軽減内容	
	均等割額	所得割額
加入時から2年間	5割軽減	かかりません
特例	平成20年 4月～平成20年9月	かかりません
	平成20年10月～平成21年3月	9割軽減

《例》被用者保険の被扶養者で、4月に後期高齢者医療制度に加入するかた。
平成20年度の保険料年額 1,990円
平成21年度の保険料年額 19,930円

後期高齢者医療制度 個別相談会のお知らせ

【日時】2月5日(火)～7日(木)
・午前の部 8時45分～11時30分
(受付8時30分～11時)
・午後の部 13時～15時
(受付12時45分～14時30分)

【場所】開成町役場 2階 204会議室

【相談内容】後期高齢者医療制度に関すること

【持ち物】

- ・本人確認できるもの(保険証など)
- ・具体的な保険料の額について相談をされるかたは、所得金額がわかる物(同一世帯内の後期高齢者医療の対象のかたおよび世帯主のかたの分)

※当日は、受付時間内に受付簿に氏名などを記入し、お待ちください。一人ずつ順番に相談をお受けします。

